

## 試薬に関連する法規制の動き（平成 18 年 1 月 1 日～平成 18 年 12 月 31 日）

ページ

1. <a href="#">化審法関連の改正</a>	1
2. <a href="#">安衛法関連の改正</a>	4
3. <a href="#">毒劇法関連の改正</a>	7
4. <a href="#">麻向法関連の改正</a>	8
5. <a href="#">水質汚濁防止法関連の改正</a>	8

---

### 【改正内容】

#### 1. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関連の改正

##### 1-1. 「新規化学物質」の告示

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 3 号（平成 18 年 11 月 10 日付官報）により、「新規化学物質」の名称が新たに告示された。

（通し番号 5757～5953／197 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/shiro20061110.pdf>]

##### 1-2. 「第一種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 1 号（平成 18 年 1 月 13 日付官報）により、「第一種監視化学物質」に指定された。（通し番号 23～25／3 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/oshirasepdf/ikkan20060113.pdf>]

- 1) トリエチルビフェニル
- 2) *N, N*-ジシクロヘキシル-1, 3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド
- 3) 2- (2*H*-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -6-*sec*-ブチル-4-*tert*-ブチルフェノール

##### 1-3. 「第二種監視化学物質」の指定

厚生労働省・経済産業省・環境省告示第 2 号（平成 18 年 7 月 14 日付官報）により、「第二種監視化学物質」に指定された。（通し番号 866～882／17 物質）

（製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/nikan20060714.pdf>]

- 1) 硝酸カドミウム
- 2) 1, 2-ビス (2-クロロエトキシ) エタン
- 3) 00-*tert*-ブチル=0-イソプロピル=ペルオキシカルボナート
- 4) 2-*sec*-ブチルフェノール
- 5) 2-*tert*-ブチル-5-メチルフェノール
- 6) 2, 4-ジ-*tert*-ブチルフェノール
- 7) 4, 4' -オキシビス (ベンゼンスルホノヒドラジド)

- 8) 2-クロロフェノール
- 9) 4-クロロフェノール
- 10) ビス (1-メチル-1-フェニルエチル) =ペルオキシド
- 11) N,N-ジエチル-3-メチルベンズアミド
- 12) フタロニトリル
- 13) 2-トルエンスルホンアミド
- 14) 1,4-ジメチル-2- (1-フェニルエチル) ベンゼン
- 15) 2-エチル-9,10-アントラキノン
- 16) 1,3,5-トリアリル-1,3,5-トリアジナン-2,4,6-トリオン
- 17) クロロ (トリフェニル) メタン

#### 1-4. 「第三種監視化学物質」の指定

- (1) 経済産業省・環境省告示第3号(平成18年7月14日付官報)により、「第三種監視化学物質」に指定された。(通し番号1~10/10物質)  
(製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/sankan20060714.pdf>])
  - 1) 硝酸カドミウム
  - 2) ジメチルジスルファン
  - 3) 2-sec-ブチルフェノール
  - 4) 2-tert-ブチル-5-メチルフェノール
  - 5) 4-クロロフェノール
  - 6) 2,4,5-トリクロロフェノール
  - 7) ビス (1-メチル-1-フェニルエチル) =ペルオキシド
  - 8) シクロヘキセン
  - 9) 1,4-ジメチル-2- (1-フェニルエチル) ベンゼン
  - 10) 2,2',6,6' -テトラブromo-4,4' - (プロパン-2,2-ジイル) ジフェノール
- (2) 経済産業省・環境省告示第4号(平成18年7月18日付官報)により、「第三種監視化学物質」に指定された。(通し番号11~51/41物質)  
(製品評価技術基盤機構ホームページ参照 [<http://www.safe.nite.go.jp/kasinn/pdf/sankan20060718.pdf>])
  - 1) m-アミノフェノール
  - 2) 4,4' - (プロパン-2,2-ジイル) ジフェノール (別名 4,4' -イソプロピリデンジフェノール又はビスフェノールA)
  - 3) 0-エチル=0-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート (別名EPN)
  - 4) 4- (1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール
  - 5) 2,6-ジメチルフェノール (別名 2,6-キシレノール)
  - 6) o-クロロアニリン
  - 7) p-クロロアニリン
  - 8) m-クロロアニリン
  - 9) 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン (別名アトラジン)
  - 10) o-クロロトルエン

- 11) クロロベンゼン
- 12) 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (別名 2,4-D 又は 2,4-PA)
- 13) o-ジクロロベンゼン
- 14) p-ジクロロベンゼン
- 15) ジニトロトルエン
- 16) 2,4-ジニトロフェノール
- 17) ジフェニルアミン
- 18) 3,4-ジメチルアニリン
- 19) チオりん酸 0,0-ジエチル-0- (2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
- 20) チオりん酸 0,0-ジエチル-0- (6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニル) (別名ピリダフェンチオン)
- 21) チオりん酸 0,0-ジエチル-0- (3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
- 22)  $\alpha, \alpha, \alpha$ -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-p-トルイジン (別名トリフルラリン)
- 23) トリブロモメタン (別名ブロモホルム)
- 24) o-トルイジン
- 25) p-トルイジン
- 26) N-ニトロソジフェニルアミン
- 27) p-ニトロフェノール
- 28) ノニルフェノール
- 29) ヒドラジン
- 30) 3-フェノキシベンジル=3- (2,2-ジクロロビニル) -2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ペルメトリン)
- 31) ペンタクロロフェノール
- 32)  $\alpha$ - [(1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェニル] - $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (別名ポリ (オキシエチレン) =オクチルフェニルエーテル)
- 33)  $\alpha$ - (ノニルフェニル) - $\omega$ -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (別名ポリ (オキシエチレン) =ノニルフェニルエーテル)
- 34) N-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ [b] フラニル (別名カルボフラン)
- 35) N-メチルカルバミン酸 2-sec-ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
- 36) イソプロペニルベンゼン (別名  $\alpha$ -メチルスチレン)
- 37) りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名ジクロロボス又はDDVP)
- 38) [(ベンジルオキシ) メチル] ベンゼン (別名ジベンジルエーテル)
- 39) 2,3-ジメチルアニリン
- 40) p-プロモフェノール
- 41) ヘキサデシル (トリメチル) アンモニウム=プロミド

## 2. 労働安全衛生法（安衛法）関連の改正

### 2-1. 変異原性物質の追加

(1) 基発第 0309003 号 厚生労働省労働基準局長通達(平成 18 年 3 月 9 日付)により、次に示す物質は、強度の変異原性が認められるため指針に基づく措置を講ずるように周知された。

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-47/hor1-47-7-1-0.htm>])

【変異原性が認められた届出物質】(44 物質)

- ① 3- {*N*- [3-アセチルアミノ-4- (2-ブromo-4,6-ジニトロフェニルジアゼニル) フェニル] -*N*- (2-メトキシカルボニルエチル) アミノ} プロパン酸と 3- {*N*- [3-アセチルアミノ-4- (2-ブromo-4,6-ジニトロフェニルジアゼニル) フェニル] -*N*- (2-メトキシカルボニルエチル) アミノ} プロパン酸メチルの混合物
- ② 2-アセチル-1-アミノ-4- [(4-メチルベンゼンスルホニル) アミノ] アントラキノンと硫酸との 2-アセチル-1, 4-ジアミノアントラキノンとを主成分とする反応生成物
- ③ (2*S*, 4*S*) -4-アセチルスルファニル-2- (N-スルファモイル-tert-ブトキシカルボキサミドメチル) ピロリジン-1-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ④ (2*S*, 4*S*) -4-アセチルスルファニル-2-ヒドロキシメチルピロリジン-1-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ⑤ 2- (N- {5-アセトアミド-4- [(2-クロロ-6-シアノ-4-ニトロフェニル) ジアゼニル] -2-メトキシフェニル} -N- (メトキシカルボニルメチル) アミノ) プロパン酸メチル
- ⑥ アダマンタン-1-カルボニルクロリド
- ⑦ 1-アリル-3,5-ビス (2, 3-エポキシプロパン-1-イル) -1,3,5-トリアジン-2, 4, 6 (1*H*, 3*H*, 5*H*) -トリオン
- ⑧ 1-エチル-7-ニトロ-1,2,3,4-テトラヒドロキノリン
- ⑨ 1-エチル-5-ニトロ-1,2,3,4-テトラヒドロキノリンと 1-エチル-7-ニトロ-1,2,3,4-テトラヒドロキノリンの混合物
- ⑩ (3*R*, 4*S*) -4,5-エポキシペンタ-1-エン-3-オール
- ⑪ 2-オキソ-2*H*-シクロヘプタ [b] フラン-3-カルボン酸メチル
- ⑫ 2-クロロアクリル酸=3,3,4,4,5,5,6,6-ノナフルオロヘキシル
- ⑬ 1-クロロ-2,3-エポキシプロパン・1,4-ジヒドロアントラセン-9,10-ジオール重縮合物
- ⑭ 2-クロロ-4,6-ジニトロベンゼンジアゾニウム=トリオキソ硫酸水素塩と 3'-ジアリルアミノ-4'-メトキシアセトアニリドとの 2'- (2-クロロ-4,6-ジニトロフェニルジアゼニル) -5'-ジアリルアミノ-4'-メトキシアセトアニリドを主成分とする反応生成物
- ⑮ 2-クロロ-3- (ヒドロキシメチリデン) シクロヘキサ-1-エン-1-イルカルバルデヒド
- ⑯ 4-クロロメチル-2-メチルチアゾール=塩酸塩
- ⑰ 2-シアノ酢酸ペンチルと 3- (6-メトキシベンゾチアゾール-2-イルイミノ) -2*H*-1, 3-ジヒドロイソインドール-1-イミンとの 2-シアノ-2- [3- (6-メトキシベンゾチアゾール-2-イルイミノ) -2*H*-1, 3-ジヒドロイソインドール-1-イリデン] 酢酸=ペンチルを主成分とする反応生成物
- ⑱ 3,3'-ジアミノビフェニル-4,4'-ジオール
- ⑲ 2- (2,4-ジアミノフェノキシ) エタノール=二塩酸塩
- ⑳ ジビニルスルホン
- ㉑ ジブromホルムアルデヒドオキシム
- ㉒ 1,2-ジメチルスピロ [3*H*-ベンゾ [g] インドール-3, 1'-シクロヘキサン] -1-イウム=ヘキサフルオロ-λ5-ホスファヌイド
- ㉓ 2,3,3,3-テトラフルオロ-2- [1,1,2,2-テトラフルオロ-2- (フルオロスルホニル) エトキシ] プロパノイル=フルオリド

- ㉔ トリフェニルスルホニウム=ペルフルオロブタン-1-スルホナート
- ㉕ 2,4,6-トリメチルベンゼンジアゾニウム=クロリド
- ㉖ 1,2,3-トリメチルベンゾ [e] インドール
- ㉗ p-トルエンスルホン酸=7-オキソシクロヘプタ-1,3,5-トリエン-1-イル
- ㉘ 1,4-ビス (2,3-エポキシプロポキシメチル) ベンゼン
- ㉙ 3,7-ビス (ジメチルアミノ) フェノチアジン-10-カルボン酸=トリイソプロピルシリル
- ㉚ (2S,4R) -2-ヒドロキシメチル-4-メチルスルホニルオキシピロリジン-1-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ㉛ (2S,4R) -4-ヒドロキシ-2-メトキシカルボニルピロリジン-1-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ㉜ N- [(1R,2S) -1-ビニル-2,3-エポキシプロピル] フタルイミド
- ㉝ (1S,3S,4R) -2- ((1R) -1-フェニルエチル) -2-アザビシクロ [2.2.1] ヘプタ-5-エン-3-カルボン酸メチル
- ㉞ N- ((1R) -1-フェニルエチル) イミノ酢酸メチル
- ㉟ 4-tert-ブチル-2-フルオロアニリン
- ㊱ 3- (4-tert-ブチル-2-フルオロフェニルイミノ) -2-メチルブタン酸エチル
- ㊲ 1- (4-ブトキシナフタレン-1-イル) テトラヒドロチオフエン-1-イウム=2- (ビシクロ [2.2.1] ヘプタン-2-イル) -1,1,2,2-テトラフルオロエタ  
ンスルホナート
- ㊳ 1- (4-ブトキシナフタレン-1-イル) テトラヒドロチオフエン-1-イウム=ペルフルオロブタン-1-スルホナート
- ㊴ 7H-ベンゾイミダゾ [2,1-a] ベンゾ [d, e] イソキノリン-7-オン
- ㊵ ペンタ-2-エナール
- ㊶ メタンスルホン酸= (3S) -1-ベンジルピロリジン-3-イル
- ㊷ メタンスルホン酸= (S) -1-メチルブチル
- ㊸ (2S,4R) -4-メチルスルホニルオキシ-2-メトキシカルボニルピロリジン-1-カルボン酸=4-ニトロベンジル
- ㊹ 3- (2-メトキシエチル) -1,1-ジメチル-2-メチリデン-1,2-ジヒドロベンゾ [e] インドール

【変異原性が認められた既存化学物質】 (9物質)

- ① 2-アミノ-4-クロロフェノール
- ② 4-アミノフェノール
- ③ 2-アミノベンゼンチオール
- ④ アリルアルコール
- ⑤ 4- (1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール
- ⑥ 3-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸
- ⑦ ヒドロキノン
- ⑧ 1-ブロモブタン
- ⑨ 2- (1,3-ベンゾジオキソ-ル-5-イル) -4,6-ビス (トリクロロメチル) -1,3,5-トリアジン

(2) 基発第 0616005 号 厚生労働省労働基準局長通達(平成 18 年 6 月 16 日付)により、次に示す物質は、強度の変異原性が認められるため指針に基づく措置を講ずるように周知された。

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-47/hor1-47-56-1-0.htm>])

【変異原性が認められた届出物質】(11 物質)

- ① ウンデカ-10-エノヒドラジド
- ② 1-クロロ-2,3-エポキシプロパンと 4,4'-メチレンジアニリンとの N,N,N',N'-テトラキス(2,3-エポキシプロピル)-4,4'-メチレンジアニリンを主成分とする反応生成物
- ③ (R)-2-(2-クロロフェニル)オキシラン
- ④ 3-クロロプロパン酸=2-アミノエチル=塩酸塩
- ⑤ 3-クロロプロパン酸=2-イソシアナトエチル
- ⑥ ジエチル(1-フェニル-3-オキサビシクロ[3.1.0]ヘキサ-2-イリデン)アンモニウム=メタンスルホナート
- ⑦ 2,3-ジクロロプロパン酸=3,3,4,4,5,5,6,6-ノナフルオロヘキシル
- ⑧ 1,1,3-トリメチル-2-メチリデン-2,3-ジヒドロ-1H-ベンゾ[e]インドール
- ⑨ ビス(3-クロロプロパン酸)=ブタン-1,4-ジイル
- ⑩ (4R,5S,6S)-6-((1R)-1-ヒドロキシエチル-4-メチル-3-[(3S,5S)-1-(4-ニトロベンジルオキシカルボニル)-5-(スルファモイルアミノメチル)ピロリジン-3-イル]スルファニル-7-オキソ-1-アザビシクロ[3.2.0]ヘプタ-2-エン-2-カルボン酸=4-ニトロベンジル=ニメタノール和物
- ⑪ メタクリル酸=4,4-ジメチル-10-オキソ-3,5,7,11-テトラオキサトリシクロ[6,3,0,0,2,6]ウンデカン-9-イル

## 2-2. 「新規化学物質」の名称の公表

(1) 厚生労働省告示第 152 号(平成 18 年 3 月 27 日付官報)により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 13474~13713/239 件)

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-15-1-0.htm>])

(2) 厚生労働省告示第 399 号(平成 18 年 6 月 27 日付官報)により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 13714~14021/307 件)

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-16-1-0.htm>])

(3) 厚生労働省告示第 518 号(平成 18 年 9 月 27 日付官報)により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 14022~14302/280 件)

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-17-1-0.htm>])

(4) 厚生労働省告示第 663 号(平成 18 年 12 月 27 日付官報)により、労働安全衛生法第 57 条の 3 の規定に基づく「新規化学物質」の名称が公表された。  
(通し番号 14303~14666/363 件)

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/enzen/hor/hombun/hor1-15/hor1-15-18-1-0.htm>])

## 2-3. 有害物ばく露作業報告制度の創設

厚生労働省令第 1 号(平成 18 年 1 月 5 日付官報)により、有害物ばく露作業報告制度が新たに設けられた。この制度は事業場における労働者の有害物へのばく露状況を把握し、ばく露による健康障害発生のおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことをねらいとしたものである。報告の対象となる物質、報告期日等は、厚生労働省告示第 25 号(平成 18 年 2 月 16 日付官報)により告示された。概要は次の通り。

- ① 報告の対象となる物質は、次に掲げる物および次に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他のものである。
  - 1) エピクロロヒドリン
  - 2) 塩化ベンジル
  - 3) 1, 3-ブタジエン
  - 4) ホルムアルデヒド
  - 5) 硫酸ジエチル
- ② 事業者は、前年4月1日からその年の3月31日までの一年間に、ひとつの事業場において上記①を製造し、または取り扱った量が500kg以上となった場合は、その年の6月30日（平成18年にあつては8月31日）までに、規定の報告書を提出しなければならない。  
(日本化学工業協会ホームページ参照 [<http://www.nikkakyo.org/documentDownload.php?id=1862>])

#### 2-4. 「労働者の健康障害を防止するための指針」の公表

厚生労働省告示第287号（平成18年3月31日付官報）により、労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針として、次の5物質による健康障害を防止するための指針が新たに公示された。

(安全衛生情報センターホームページ参照 [<http://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-8/hor1-8-35-1-0.htm>])

- ① 2, 3-エポキシ-1-プロパノール
- ② キノリン及びその塩
- ③ 1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン
- ④ ヒドラジン及びその塩並びにヒドラジン-水合物
- ⑤ 2-ブテナール

#### 3. 毒物及び劇物取締法（毒劇法）関連の改正

政令第176号（平成18年4月21日付官報）により、次の物質が、毒物または劇物に、指定または除外された。

(国立医薬品食品衛生研究所ホームページ参照 [<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/tuuti/H180421/0421001tuchi.pdf>])

(1) 毒物から除外され、劇物に指定（施行日：平成18年5月1日）

- ① 三塩化チタン及びこれを含有する製剤

(2) 劇物に指定（施行日：平成18年5月1日）

- ① 3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン及びこれを含有する製剤
- ② 2-*t*-ブチル-5-メチルフェノール及びこれを含有する製剤
- ③ ヘキサン-1, 6-ジアミン及びこれを含有する洗剤

(3) 劇物から除外（施行日：平成18年4月21日）

- ① 1-(3-クロロ-4, 5, 6, 7-テトラヒドロピラゾロ[1, 5-*a*]ピリジン-2-イル)-5-[メチル(プロプ-2-イン-1-イル)アミノ]-1*H*-ピラゾール-4-カルボニトリル(別名 ピラクロニル)及びこれを含有する製剤
- ② 4-シアノ-3, 5-ジフルオロフェニル=4-ペンチルベンゾアート及びこれを含有する製剤
- ③ 2, 6-ジフルオロ-4-(5-プロピルピリミジン-2-イル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- ④ 2-メトキシエチル=(*RS*)-2-(4-*t*-ブチルフェニル)-2-シアノ-3-オキソ-3-(2-トリフルオロメチルフェニル)プロパノアート(別名 シフルメトフェン)及びこれを含有する製剤

#### 4. 麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）関連の改正

(1) 政令第59号(平成18年3月23日付官報)により、次の物質が「麻薬」に指定された。

(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/mayaku/dl/H17-1.pdf>])

① 2-(2-クロロフェニル)-2-(メチルアミノ)シクロヘキサノン(別名ケタミン)及びその塩類(施行日:平成19年1月1日)

② 2,5-ジメトキシ-4-(プロピルチオ)フェネチルアミン及びその塩類(施行日:平成18年4月22日)

③ N-メチル- $\alpha$ -エチル-3,4-(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MBDB)及びその塩類(施行日:平成18年4月22日)

(2) 政令第293号(平成18年9月13日付官報)により、次の物質が「麻薬」及び「向精神薬」に指定された。(施行日:平成18年10月13日)

(厚生労働省ホームページ参照 [<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/kanren-tuchi/mayaku/dl/H18-3.pdf>])

【新たに「麻薬」に指定された物質】

① 1-(3-クロロフェニル)ピペラジン及びその塩類

② 2,4,5-トリメトキシ- $\alpha$ -メチルフェネチルアミン及びその塩類

【新たに「第一種向精神薬」に指定された物質】

① 2-[(ジフェニルメチル)スルフィニル]アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類

#### 5. 水質汚濁防止法関連の改正

平成18年1月31日までとなっている「セレン化合物製造業」における「セレン及びその化合物」の暫定排水基準(0.3mg/l)の適用が、環境省令第2号(平成18年1月31日付官報)により、3年間(平成21年1月31日まで)延長された。(施行日:平成18年2月1日)

(環境省ホームページ参照 [<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=6778>])